

UBITEQ 導入・保守サポートサービス利用規約

第一章 総則

第 1 条 （規約の適用）

株式会社ユビテック（以下、「当社」といいます。）は、関連の法令法規に基づき、本 UBITEQ 導入・保守サポートサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）に定める条件で、当社と個別契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）に対し、UBITEQ 導入・保守サポートサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 当社は、契約者の申込内容に応じ、導入サービス、保守サポートサービスを単体又は組み合わせにより提供します。

第 2 条 （規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の規約によります。

2. 前項の場合、当社は、事前に当該変更により影響を受ける契約者に、当社が定める方法にて通知又は公表します。通知又は公表時より本規約は変更されるものとします。当社は、本規約を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の規約によります。

第二章 契約

第 3 条 （契約の成立）

契約者は、本サービスの提供を希望する場合、本規約に同意の上、本サービスの利用申込書を提出して申し込むものとします。

2. 当社は、次に掲げる事項に該当する場合、前項に関わらず契約者の申し込みを承諾しないことができるものとします。

(1) 前項の契約者が提出する利用申込書に不備がある場合

(2) 利用申込書を提出した契約者に本サービスを提供すると、当社に業務上又は技術上の問題が生じる場合又は生じる恐れがある場合

(3) このほか、当社が不適当と判断した場合

3. 当社は、本サービスの利用契約が成立した場合、別紙「本サービスの提供条件」に基づき本サービスを提供するものとします。

第 4 条 （支払方法）

契約者は、個別契約に基づく利用料金、付随して発生する各費用及びこれにかかる消費税等相当額（以下、総称して「利用料金等」という。）を、別途当社の指定する方法又は代理店の指定する方法により支払うものとします。なお、支払に関する手数料は契約者の負担とします。

第 5 条 （支払遅延損害金）

契約者は、利用料金等を請求書に指定する支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年 14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

2. 契約者が利用料金等の支払義務履行を遅延した場合、その他当社と締結済の一切の契約について、サービスの提供を停止する場合があります。

第 6 条 （利用料金等の払戻）

契約者が本サービスを利用する目的で支払った利用料金等は、当社は、理由の如何にかかわらず払い戻しを行わないものとします。

第 7 条 （契約事項変更の届出）

契約者は、第 3 条（契約の成立）の定めに従って提出する利用申込書の記載内容に変更が生じた場合、当社所定の変更申込書によって、その旨を速やかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届出があった場合、当社は、その変更の事実を証明する書類を要求することがあります。

第 8 条 （契約者の地位の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の承諾を得ることなく本規約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡又は賃貸してはならないものとします。

第 9 条 （本サービスの停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本システムの保守を行なうとき
- (2) 電気通信事業者の都合により本サービスを提供するために必要となる電気通信回線の使用が不能なとき
- (3) 天災地変、その他の非常事態が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨と本件サービス提供停止の予定時間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 10 条 （本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 1 ヶ月前までにその旨を通知するものとします。

第 11 条 （契約解除）

契約者が契約を解除しようとするときは、当社所定の解約申込書を差し入れるものとし、当社は、当該解約申込みを受け付けた月の翌月末をもって、利用契約を解除するものとします。ただし、保守サポートサービスにおける利用料金の支払いについては、第 24 条（最低利用期間、及び有効期間）2 項に準ずるものとします。

2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当した場合、何らの催告なく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本契約に基づく料金の支払いを 2 度以上遅滞したとき
- (2) 自己の振出、裏書もしくは引き受けた手形又は小切手が不渡りになったとき
- (3) 破産、民事再生手続き、会社更生等の申立があったとき、あるいは第三者により差押、仮差押、仮処分、競売等を受けたとき、その他債務の履行が困難であると判断されるとき

- (4) 当社と契約者との間における継続的取引を維持するための信頼関係が損なわれる事態が生じたとき
- (5) 本規約の条項に違反し、相当期間を定めた催告にも関わらず是正しないとき
- (6) 反社会的勢力に関与していたことが判明したとき

第 12 条（責任の制限）

当社は、本サービスの品質、性能、信頼性等について、如何なる保証（法律上の契約不適合責任を含みます。）も提供しません。

また当社はいかなる場合も契約者又は利用者の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき当社が予見し、また予見し得た場合を含みます）および第三者から契約者又利用者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含め、本サービスの利用に起因して契約者又は利用者へ生じた全ての損害について一切責任を負いません。当社の責任は、本サービスに関し当社の責めに帰すべき事由により契約者に直接に生じた現実的損害に限り、かつ本サービスの対価として契約者が支払った代金を上限とします。

第 13 条（免責）

当社は、本サービスの利用により発生した直接または間接の損害（データ滅損、コンピュータダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）に対して、一切の補償を行わないものとします。

2. 契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

第 14 条（知的財産権）

本サービスの提供に関連して当社が契約者及び利用者へ貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様、取扱説明書等を含む。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）及び著作人格権（著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいう。）ならびにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属します。

2. 契約者又は利用者が当社の財産権を侵害した場合、当社は、契約者又は利用者へ損害賠償を請求することができるものとします。

第 15 条（機密保持と個人情報の保護）

契約者は、当社から機密情報である旨明示の上、提供される一切の技術情報が当社の機密情報であることを認め、当社書面による事前の承諾を得ない限り、その全部又は一部を本規約で定められた目的及び態様以外の方法で使用、開示及び複製を行わないものとします。

2. 当社は、本サービスの利用に関連して保存された契約者又は利用者の情報について当社情報セキュリティ基本方針ならびに個人情報保護方針に従い、利用、開示等を行うものとします。

第 16 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に係る作業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることができるものとします。この場合、当社は当該第三者に対し、当社が契約者に対して負うべき本規約所定の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 17 条（構内業務）

当社は、本サービス提供上必要がある場合には、契約者の承諾を得て、契約者の構内においてサービス提供に必要な業務を遂行することができるものとします。

2. 前項の規定により当社が契約者の構内において業務を遂行するにあたり、業務の遂行場所、業務の遂行上必要とするものについては、契約者が当社に貸与し、又は提供するものとします。

3. 第 1 項の規定により当社が契約者の構内において業務を遂行するにあたり、当社は、業務に従事する当社の従業員等に契約者の構内規則を遵守させるものとします。

第三章 導入サービス

第 18 条（導入サービス）

導入サービスとは、当社が契約者の通信ネットワークや情報通信システムの環境を確認の上、特定の期日又は期間を定めてシステムのセッティングおよびソフトウェアのインストール等を行うものをいいます。

第 19 条（仕様）

導入サービスは、原則として、サービスの提供に先立ち契約者から提示され、当社が確認したシステムの設定情報（契約者の責任において確定されるものをいいます。）に基づいて行われるものとします。

第 20 条（情報の提供）

契約者は、当社から請求があったときは、当社が導入サービスを提供するために必要な情報を、当社に無償で提供します。

第 21 条（提供の期限）

当社は、当社と契約者で合意した期日まで又は期間（以下、「スケジュール」といいます。）に、導入サービスの提供を為すものとします。

第 22 条（当社の責任等）

当社は、導入サービスの提供にあたり当社の責めに帰すべき事由による不具合等があった場合には、導入サービスが完了した日の翌日から起算して 6 ヶ月以内の間は、当社の費用負担で再作業（成果物の補修、再納入を含みます。）を行うものとします。

第四章 保守サポートサービス

第 23 条（保守サポートサービス）

保守サポートサービスとは、当社が契約者の機器等に係る監視、保守等を提供するサービスをいいます。

2. 当社が契約者に提供する保守サポートサービスの具体的内容は、別途定めるものとします。

第 24 条（最低利用期間、及び有効期間）

保守サポートサービスの最低利用期間は利用開始日から 1 年間とします。

2. 契約者が、保守サポートサービスを最低利用期間 1 年に満たないで解約する場合は保守サポートサービスの月額料金に残月数（当該解除月は切り捨てとする。）を乗じた額を当社に支払うものとします。
3. 保守サポートサービスは、期間満了の3ヶ月前までに、契約者からの書面による終了の意思表示がなされない場合、保守サポートサービスは同一条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第 25 条（利用制限）

当社は、天災及び事変などの非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合、災害の予防又は救援、交通、通信又は電力の供給の確保もしくは秩序の維持に必要な事項に係る通信等、公共の利益のために本サービスの利用を制限する措置を採ることができるものとします。

第 26 条（責任範囲）

当社の責任範囲は、保守サポートサービスの内容として定められた事項を誠実に実施することに限られ、保守の対象となる機器やソフトウェアの修復、可用性を保証するものではありません。

第五章 雑則

第 27 条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 28 条（準拠法）

本規約の解釈、適用及び履行については、本規約に別の定めのない限り日本法を適用するものとします。

第 29 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約又は個別契約の履行につき疑義を生じた場合には、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。

附則（2018年4月1日）

本規約は2018年4月1日から実施します。

附則（2022年5月16日）

本規約は2022年5月16日から実施します。